

# 吾妻山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



## 吾妻山 噴火警戒レベルと規制範囲 < 大穴火口及び旧火口を想定火口とする場合 >

### 吾妻山の火山活動

1977（昭和52）年の2月頃から一切経山の火口の大穴火口の噴気活動が次第に活発化し、10月頃からはさらに激しく噴出するようになった。その後、12月7日早朝に小規模な噴火があり、火口周辺に極少量の降灰が観測された。大穴火口からの噴気活動は翌年（1978年）まで盛んであった。

最近では、2001（平成13）年、2004（平成16）年、2007（平成19）年に地震活動がやや活発となった。また、2008（平成20）年11月には、大穴火口からの噴気が、高さ400mに達するなど噴気活動がやや活発化している。

この図は吾妻山の噴火警戒レベルに対応した主な規制範囲を示しています。




レベル1から3における規制は、以下に示す範囲において登山道、道路等の立入規制が行われます。

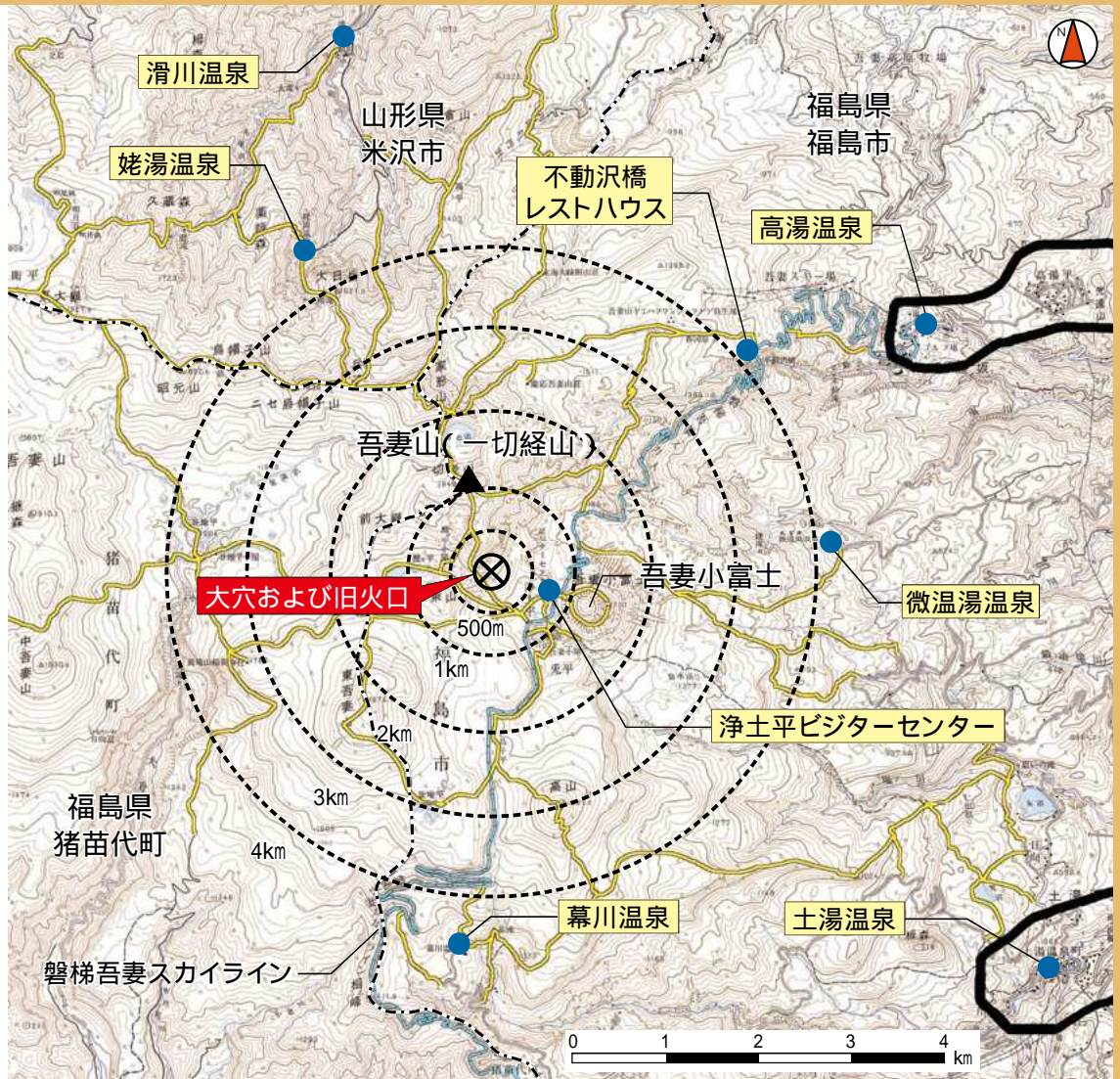
レベル3：  
大穴火口及び旧火口から半径4km以内

レベル2：  
大穴火口及び旧火口から半径500m以内

レベル1：  
大穴火口及び旧火口内

### 凡例

- ：居住区域
- ：規制道路
- ：登山道
- 同心円（点線）は想定火口からの距離を表す

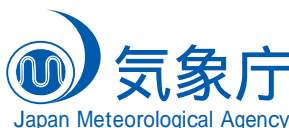


この図は、国土地理院発行5万分の1地形図「福島」を使用して作成しています。

吾妻山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、福島県福島市、猪苗代町、北塩原村、山形県米沢市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター  
TEL: 022-297-8164 <http://www.jma-net.go.jp/sendai/>  
福島地方気象台 TEL: 024-534-2162  
<http://www.jma-net.go.jp/fukushima/>  
山形地方気象台 TEL: 023-622-2262  
<http://www.jma-net.go.jp/yamagata/>



# 吾妻山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 全山入山規制。	噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	小～中規模噴火が発生して、火口から概ね4km以内に噴石飛散。 <b>過去事例</b> 1950年：噴石が火口から約1.2kmまで飛散 1893年：噴石が火口から約1.5kmまで飛散 地震多発や顕著な地殻変動等により、小～中規模噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 観測事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	小規模噴火が発生し、火口から概ね500m以内に噴石飛散。 <b>過去事例</b> 1977年：小規模噴火の発生 1952年：小規模噴火の発生、噴石が火口から約0.2kmまで飛散 地震活動や噴気活動の活発化等により、小規模噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 1966年：有感地震を含む地震活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、大穴火口、旧火口をいう。

注4) ここでいう中規模噴火とは、噴石が概ね2～4kmの範囲に飛散する噴火とする。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>